



## 迫力の天然杉を間近で

県有林「大佐渡石名天然杉」を見学できる遊歩道が完成し、5月17日から一般公開されています。5月16日には記念式典が開かれ、泉田知事や高野市長など、関係者が歩き初めを行いました。

この遊歩道は、大佐渡山脈石名地区にある県有林の保全と活用を図るために県が整備したもので、天然杉の巨木や奇木を楽しみながら散策できます。起伏の少ないコースで、1周は約800m。1時間ほどで回ることができます。初心者でも安心して入山できますので、長い歳月をたくましく耐え抜いてきた天然杉を、ぜひご覧ください。

### 大佐渡石名天然杉遊歩道



### 主な内容

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| スポーツを楽しもう ……………2     | 入間市と姉妹都市交流25周年 ……………3      |
| セーブオンと包括的連携協定を締結 ……6 | 8月19～21日はアース・セレブレーション ……20 |

# 佐渡はスポーツアイランド

# スポーツで賑わう佐渡に

5月15日、佐渡を代表するスポーツ大会のひとつ「2011スポニチ佐渡ロングライド210」が開催されました。佐渡を自転車で行くという人気のサイクリングイベントは今年で6回目。島を一周する210キロのコースをはじめ4つのコースに、島内外から2,987人が参加し、佐渡の雄大な自然を味わいながら快走していました。また、東日本大震災の影響で佐渡に滞在されている避難者19人を含め、約800人がボランティアとして参加し、大会をサポートしました。

参加者の皆さん、おつかれさまでした。そして、大会を支えてくださったボランティアの皆さん、沿道からあたたかい声援を送ってくださいました。

## 日本最大規模 2011スポニチ佐渡ロングライド210



競輪補助事業の補助金を受けて、無事に完了いたしました。  
KEIRIN 00

### 佐渡国際トライアスロン大会

9月4日(日)

ホームページ <http://www.sado.gr.jp/>  
今年、人気テレビ番組からの参加が予定されています。全国が注目する大会にボランティアスタッフとして参加しませんか？詳細は決まり次第お知らせしますので、ご協力をお願いします！



### 佐渡金山ヒルクライム

10月16日(日)

ホームページ <http://www.e-sadonet.tv/~hill-climb/>  
大佐渡スカイラインの最高峰(標高942m)を目指し、自転車で駆け上がる大会。詳細は決まり次第、お知らせします。



### 佐渡トキツデーウォーク

10月22日(土)・23日(日)

#### 参加者募集中!

ウォーキングで佐渡を満喫しませんか？  
コースは「佐渡小木・千石船の里のみち」と「佐渡相川・尖閣湾の昔のみち」。佐渡の豊かな自然や歴史・文化を体感できるコースです。詳しくはお問い合わせください。



一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団

〒952-1324 佐渡市中原234-1 アミューズメント佐渡2階

☎52-3800 FAX52-2335

## 佐渡市スポーツ振興財団の取組み

今回のロングライドは、4月1日に設立した「一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団」が大会実行委員会の事務局となり、今まで以上に安全で楽しい大会となるよう、運営しました。

これまで、ロングライドやトライアスロンなど、佐渡におけるスポーツ大会はそれぞれの実行委員会で運営されており、機能の効率化が求められていました。そこで、組織を一元化し、事業の拡大発展や、体育・スポーツ活動の普及を図るため、スポーツ振興財団を設立しました。

財団では、市民のスポーツ活動の振興や活性化を図る事業に取り組む。今年度は9月の「佐渡国際トライアスロン大会」、10月の「佐渡金山ヒルクライム」、「佐渡トキツデーウォーク」の大会運営を行います。

今後、体育協会や競技団体などの関係機関と協力してスポーツ教室やイベントを行うなど、市民の健康づくりや生きがいづくりを進め、スポーツによる佐渡の活性化を推進していきます。



# 入間市（埼玉県）との姉妹都市交流が25周年

佐渡市と入間市は、昭和61年10月12日に旧両津市と入間市が姉妹都市提携を交わしたことを契機に友好が始まり、佐渡市に合併以降も観光・スポーツ・文化・物産など幅広い交流が行われてきました。

今年、入間市との姉妹都市交流25周年を迎えることから、入間市から木下市長、近藤議長をはじめ多くの関係者が来島。記念事業として、佐渡市・入間市両市長による交流推進宣言書の調印や両市の木（佐渡市・アテビ、入間市・ケヤキ）で作製された記念盾の交換などが行われました。



5月21日「交流推進宣言書」に署名し、両市のさらなる友好を誓った入間市の木下市長（右）と佐渡市長



入間市の芸能団体「いるま『太鼓』セッション」による演技（佐渡國鬼太鼓どっこいメインステージ）



5月22日「佐渡國鬼太鼓どっこい」で、交流25周年記念盾の交換を行った入間市の木下市長（左）と佐渡市長

また、イベント交流として、5月22日に開催された「佐渡國鬼太鼓どっこい」（おんでこドーム）に入間市の芸能団体「いるま『太鼓』セッション」が出演し、太鼓の演技を披露したほか、入間市から来島したバスツアー一行が2日間に渡って島内の観光地を巡り、新緑の佐渡を満喫しました。



香り豊かな緑の文化都市  
入間市

面積 44.74平方キロメートル  
(佐渡の約20分の1)

人口 150,676人 (平成23年5月1日現在)

市の花・木・鳥

茶の花・ケヤキ・ヒバリ

特産品

狭山茶、里芋、繊維・織物 など

見所・観光

入間万燈まつり（平成23年10月22日～23日）、入間市文化創造アトリエ・アミーゴ、入間茶まつり（5月3日）、埼玉県営彩の森入間公園、入間市博物館・アリット、さいたま緑の森博物館、桜山展望台

## 入間市との姉妹都市交流 主なあゆみ

昭和61年10月

入間市が市制施行20周年記念事業の一環として、海があり船旅ができる姉妹都市を求め、旧両津市と姉妹都市提携を締結

昭和62年4月

旧両津市民間宿泊施設業者と入間市が指定保養所の契約を締結（この年、約2,200人の入間市民が利用）

平成8年11月

旧両津市と入間市が災害時における相互応援協定を締結（東日本大震災では、入間市に避難した被災者向けに、佐渡市から支援米360kgを提供）

平成16年7月

佐渡市誕生記念式典に入間市から市長、議長が出席

平成19年度

姉妹都市提携20周年記念として、入間市職員が発見した小惑星を「Sado」と命名。また、平成20年3月に佐渡市から雌のトキ「ヒロ」のはく製を入間市に貸与（はく製は、現在も入間市博物館に展示中）

平成22年9月

入間市シルバー人材センター30周年記念式典にて、佐渡の芸能団体が民謡と鬼太鼓を披露

# 市民が誇りに思える 美しい佐渡の景観保全を

※「景観」とは、身の周りにある風景や眺めのことです。

佐渡の美しい景観は、これまでの長い時間の積み重ねの中で先人たちが築き、守り、残してくれた貴重な財産です。

最近では、地域ぐるみで自分たちのまちの魅力をより高め、特性を生かした景観をつくろうとする取組みも進められています。

市では、昨年「佐渡市景観計画」と「佐渡市景観条例」を策定しました。市民が誇りを持てる景観づくりを目指し、自然や歴史・文化をはじめとするさまざまな資産を守り、育て、伝えていきます。

## 6つの区域で考えます

6つの景観計画区域

- 一般市街地区
- 歴史的市街地区
- 商業・賑わい区域
- 農村と平野区域
- 漁村と海岸区域
- 山村と森林区域

漁村と海岸

商業・賑わい

山村と森林

一般市街地

歴史的市街地

農村と平野

佐渡は広大で、地域によって歴史・文化・自然の特性が異なり、大切な風景も違います。そこで、佐渡を6つの区域に分け、それぞれの区域ごとに景観の基準を定めています。

## 〈届出〉が必要です



高さ、形のそろったまちなみ

建物などを建てる際には、大きさや色などを市へ届け出ていただき、景観にあったものであるかを確認しています。

新・増・改築の場合は、用途に関わらず、延べ床面積10㎡以上のもは届出が必要です。また、既存部分の4分の1以上を変える外観の変更（壁面の塗り替えや張り替え、屋根の葺き替え等）は、届出が必要となります。

その他、工作物（柵・塀等）等も届出が必要なものもあります。

# 景観づくりを支援！

佐渡市景観づくり助成事業

佐渡市景観計画に基づき活動を支援します。地域のルールを決め、地域の景観づくりに取り組みましょう。

## 地域や団体の取組みを支援

### 対象

建築物の規模・形態・色彩の統一、樹木の植栽や緑化等について、地域で決めたルールに従い地域の景観づくりに取り組もうとする地域や団体（おおむね0.3ha以上で、10棟以上の建築物が連続している地域または道路に100メートル以上接する区域）

### ① 地区協定推進事業

地域の景観づくりルールを作るための

- ・運営会議等の開催
- ・学習会、講演会および先進地視察調査の実施
- ・チラシ等の刊行物の作成 など

【事業期間】 最大で3年間  
【補助率等】 5分の4以内（限度額10万円）

### ② 景観づくり推進事業

①の地区協定推進事業で作った「地域ルール」に基づく

- ・建築物等の修景
  - ・工作物等の修景
  - ・生垣等の設置費用 など
- ※「修景」とは、自然の美しさを損なわないように風景を整備することです。

【事業期間】 最大で10年間  
【補助率等】 3分の1以内または2分の1以内（限度額は内容によって異なります）

## 個人の取組みを支援

### 既存建築物等の外観変更事業（単年度）

建築物等の外観（色彩）を、決められた基準に合うように変更するもの

【補助率等】 5分の1以内（限度額10万円）

### 生垣等設置奨励事業（単年度）

新たに生垣等を設置する費用（設置に伴うブロック塀等の撤去費用も補助の対象となります。）

【補助率等】 5分の1以内（限度額5万円）

※ブロック塀等の撤去費用は4万円まで



丁寧に手入れされている生垣の通り

※詳しい内容は、お問い合わせください。

### お問い合わせ

市役所建設課 住宅係

〒952-1292 佐渡市千種232

☎ 63-5118 FAX 63-3765



# セーブオンと包括的連携協定を締結

5月12日、市では、地域活性化や市民サービスの向上を目指し、株式会社セーブオンと、包括的連携協定を締結しました。

この協定により、セーブオンの島内外店舗ネットワークを活用して、佐渡産品の販売促進や、健康増進・食育、観光振興、災害対策、佐渡のイメージアップなど、幅広い分野で連携していきます。

市役所で行われた締結式では、高野市長とセーブオンの平田実取締役執行役員営業部長が、協定書に調印しました。

また、セーブオンから佐渡市トキ環境整備基金へ50万円をご寄附いただきました。



セーブオンの平田実取締役執行役員営業部長（写真左）と高野市長



## 佐渡の味噌を使った新商品発売

この協定を記念し、セーブオンから佐渡の味噌を使用した商品が販売されました。

商品は、「佐渡の味噌蔵」（羽茂大橋）が提供する味噌「佐渡のくせ者（赤唐辛子を米こうじで醗酵させた辛味噌）」を使用した豚焼肉弁当と、ネギ味噌「くせ者ネギ」を具にしたおにぎり。佐渡の味噌のコクと香りがお弁当にぴったりです。

5月17日から、島内9店舗を含む新潟県内116店舗で期間限定販売されています。

今後も、佐渡海洋深層水の塩や、佐渡産米粉など、佐渡の食材を使用した商品が発売される予定です。

## 乗用車往復航送運賃 ジェットfoil運賃

### 特別割引実施中！

市役所交通政策課 ☎63-3184

5月から7月の土・日・祝日に出発する乗用車往復航送運賃とジェットfoil運賃の特別割引を実施しています。「島発」「本土発」のどちらでもご利用いただけます。なお、小木直江津航路の割引は、新潟県・上越市・佐渡市が運賃の一部を支援しています。いずれの割引も事前の予約が必要です。（空きがあれば当日でも割引が適用されます。）

#### お問い合わせ・ご予約は

佐渡汽船㈱両津総合案内所 ☎27-5614（午前8時～午後6時）

#### 乗用車往復運賃特別割引 《土・日・祝日出発限定》

期間 5月7日(土)～7月18日(月・祝)

運賃 乗用車1台往復（燃料油価格変動調整金を含む）

両津～新潟航路 1万9,800円

小木～直江津航路 1万6,800円

〈島発4m未満〉両津～新潟航路 1万5,800円

小木～直江津航路 1万2,800円

※運転者、同乗者の旅客運賃が別途必要

#### 主な適用条件

- ①往路乗船日が割引期間内の土・日・祝日で、乗用車（車両の長さが6m未満のものに限る）が往復または回遊する場合（復路は往路乗船日を含め10日以内）に適用します。
- ②割引対象は乗用車のみです。（バス・貨物車・バイクは対象外）
- ③乗船券購入後、乗船日の変更により適用条件に該当しなくなった場合は、普通運賃との差額をいただきます。
- ④往路券使用後の復路券の払い戻しはできません。

#### ジェットfoil運賃特別割引 《土・日・祝日出発限定》

期間 5月7日(土)～7月18日(月・祝)

運賃 大人 片道3,980円

往復7,960円

小児 片道1,990円

往復3,980円

※いずれも燃料油価格変動調整金を含む



#### 主な適用条件

- ①《片道ジェットfoil利用の場合》  
搭乗日が割引期間内の土・日・祝日の場合に片道運賃を適用します。
- ②《往復ジェットfoil利用の場合》  
往路搭乗日が割引期間内の土・日・祝日で、ジェットfoil（復路は往路搭乗日を含め5日以内）を利用する場合に往復運賃を適用します。
- ③搭乗券購入後、搭乗日の変更により適用条件に該当しなくなった場合は、該当運賃との差額をいただきます。

お急ぎください!

## 地上デジタル放送への準備



平成23年7月24日までにアナログ放送は終了し、デジタル放送へ移行します。移行後も引き続きテレビを見るためには、デジタルテレビかデジタルチューナーの購入、ケーブルテレビへの加入などによってデジタル放送に対応する必要があります。

総務省では、すべての視聴者がデジタル放送に対応できるように、相談窓口の設置や支援事業を行っています。

アナログ放送の終了間際には、お問い合わせや工事が混み合うことが予想されますので、早めのご相談をお願いします。

### 無料相談窓口

「地上デジタル放送を見るためにどうすれば良いかわからない」など、お困りの皆さんのお宅を直接訪問し、アンテナなどを確認しながら無料で受信や視聴の方法をアドバイスしています。

まずは、デジサポ新潟(総務省 新潟県テレビ受信支援センター)へお電話ください。

☎025-3333-0011  
(平日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日は午後6時まで)

### 地デジ簡易チューナーを無償給付

公的扶助を受けている世帯や市民税非

課税世帯など、経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない世帯で一定の条件に当てはまる場合は、「地デジ簡易チューナー」を無償給付します。

申請期限は7月24日(日)までとなっていますが、申請から給付までに1か月程度かかりますので、お早めに、総務省新潟県テレビ受信支援センターへお電話ください。

ナビダイヤル 0570-023724  
ナビダイヤルが利用できない場合

043-332-2525  
(平日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日は午後6時まで)

### デジタル混信地区等へ助成

地上デジタル放送になると、地理的な条件や電波の特性の違いなどにより、テレビの電波を良好に受信できなくなる地域が新たに発生します。

このような地域の方に対して、解決策のひとつであるケーブルテレビに加入する経費を助成します。

詳しくはデジサポ新潟(総務省 新潟県テレビ受信支援センター)へお電話ください。

☎025-285-6218  
025-285-6210  
(平日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日は午後6時まで)

### ケーブルテレビでの地上デジタル放送視聴対策

総務省の意向によって、ケーブルテレビでは従来のアナログテレビでもデジタル放送が視聴できる「デジアナ変換放送」を開始します。(ケーブルテレビ局によって開始時期が異なります。平成27年3月末までの措置です。)

テレビを買い替えなくても、地上デジタル放送が見られる措置ですので、ぜひこの機会にケーブルテレビにご加入ください。

### ◆CNSテレビ(佐渡市ケーブルテレビ)への加入はお早めに!

ケーブルテレビ加入の際には、引き込み工事が必要となりますが、現在、東日本大震災の影響で資材が不足しており、工事への影響が開始されています。

共聴アンテナで受信している方や、地上デジタル放送の電波状態が悪い地域の方、その他の理由の方など、ケーブルテレビへの加入を希望される場合は、アナログ放送の終了(7月24日)間際になると加入申し込みが集中し、工事が間に合わないことも想定されるため、早め(6月下旬)の申し込みをお願いします。

お問い合わせ  
市役所地域振興課情報センター室 施設管理係(真野行政サービスセンター内)

☎51-2030

## 6月は環境月間です

ご家庭での「節電」の取組みが省エネにつながり、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を抑えることができます。私たちの日常生活からも二酸化炭素などの温室効果ガスを排出していることを認識し、地球温暖化の防止に取り組むことが、佐渡の豊かな自然を守り、環境に配慮した生活や持続可能な社会の実現につながります。ぜひこの機会に、地球温暖化問題や省エネなど環境について考えてみましょう。

環境省が推奨する「家庭でできる節電方法」の中から、いくつかを紹介いたします。積極的な「節電」にご理解・ご協力をお願いします。

### お問い合わせ

市役所環境対策課 環境企画係 ☎63-3113

### 家庭でできる節電方法

- ①こまめにスイッチオフで電気使用は必要最小限に!
  - ②使用していない場合にも電力が消費される待機電力を削減!
  - ③エアコンの設定温度・風向きを調整して節電!
  - ④冷蔵庫の扉の開閉を短く、詰め込む量も考えて節電!
  - ⑤照明の明るさや消灯時間を調整して節電!
  - ⑥テレビの主電源OFF・明るさ調整で節電!
  - ⑦早寝早起きで、夜の消費電力を抑えて節電!
- 詳しくは  
<http://www.challenge25.go.jp/setsuden/>  
をご覧ください。



# 合併処理浄化槽への切り替えを

## 合併処理浄化槽補助金制度のご案内

浄化槽から排出される放流水は側溝から河川・海等の公共水域に直接放流されます。それだけに環境への負荷の大きい単独処理浄化槽（し尿のみを処理し、雑排水はそのまま放流してしまう浄化槽）から合併処理浄化槽（し尿と雑排水の両方を処理できるうえに、排出する汚濁量が単独処理浄化槽の4分の1以下の浄化槽）への切り替えを市では推進し、設置費用の補助を行っています。また合併処理浄化槽を設置する際に単独処理浄化槽を撤去される方には、あわせて撤去費も補助されますので、ぜひご利用ください。

自分とご近所の住環境のため、また自然環境のために、ぜひご検討ください。

### 補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域。ただし、認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります。

### 補助対象者

- ・ 住居の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方。
- ・ 住居に新たに浄化槽を設置する方。
- ・ 地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方。

### 補助対象額

- ・ 5人槽 35万2千円
  - ・ 6〜7人槽 44万1千円
  - ・ 8〜10人槽 58万8千円
  - ・ 11〜20人槽 100万2千円
- ・ 単独処理浄化槽撤去費 9万円
- ※補助は予算の枠内で行っていますので、申請はお早めにお願います。
- ※申請等に当たっては、その他条件がありますので、国中地区は上下水道課、両津・相川地区は各支所、小木・羽茂・赤泊地区は羽茂支所の上下水道係へお問い合わせください。

### 浄化槽の保守

浄化槽は微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を充分に発揮するためにはメンテナンスが欠かせません。そのため浄化槽法では、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・くみとり、年1回の法定水質検査を定めています（回数は全て家庭用の小型合併処理浄化槽の場合）。特に水質検査はご家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安全かどうかを調べるためのものです、毎年欠かさずにご受検してください。

### お問い合わせ

市役所上下水道課 維持管理係 浄化槽担当（真野行政サービスセンター内）

☎ 55-2222

# 介護保険料・後期高齢者医療料 平準化のお知らせ

介護保険料または後期高齢者医療保険料が年金から天引き（特別徴収）されている方を対象に、保険料をならす作業（平準化）を行います。

介護保険料および後期高齢者医療保険料は、年度の前半に仮の保険料を納めていただき、保険料の確定後、年度の後半に差額を清算します。そのため、年度の前半と後半で保険料の金額が大きく増減すると、保険料の負担が偏ってしまう場合があります。

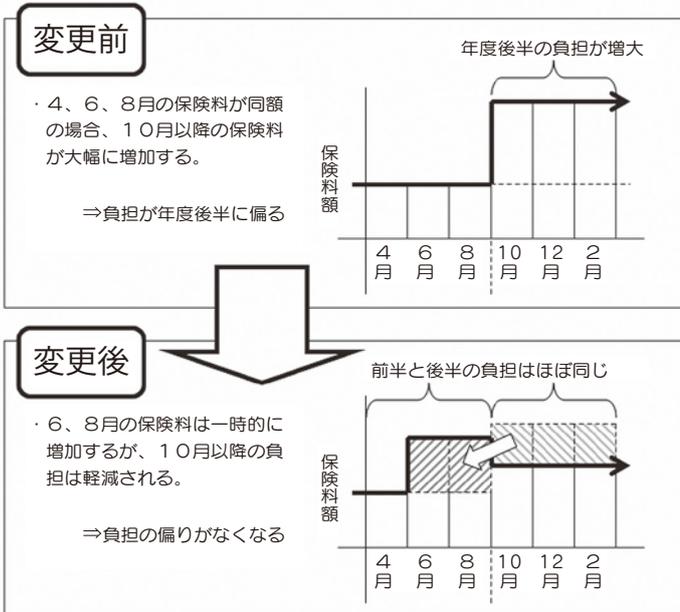
この負担の偏りを小さくするために、保険料をならします。

6月と8月の保険料額を一時的に増減することで、年度の前半と後半の負担が同じになるように調整します。

対象となる方には6月上旬までに『仮徴収額変更通知書』をお送りし、お知らせします。

### お問い合わせ

市役所税務課（市民税係） ☎ 63-5110



イメージは、保険料の増額が予想される場合のイメージです。減額が予想される場合、6月と8月の保険料は減額となります。

# 平成22年度 随時監査結果

佐渡市監査委員事務局

63-3112

佐渡市監査委員は、随時監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水一  
佐渡市監査委員 金子健治

## 1 監査の実施時期

平成23年1月28日～3月11日

## 2 監査の対象

地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用のうち、建物内に事務所等の設置を許可したもの29件。

## 3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に指摘する事項もあり、軽微な内容については口頭によりその都度関係職員に対し改善または検討を要望した。重要案件は以下のとおり指摘する。

## 4 指摘事項

### (1) 行政財産の目的外使用申請に対する審査事務に関する事項

行政財産の目的外使用は、あくまで例外であり、それが認められるのは財務規則第219条第1項の1号から6号に該当する場合だけである。申請目的がいずれかに該当しているかどうかを前提に審査すべきであり、使用目的を明示した申請をさせるべきである。

### (2) 行政財産の目的外使用申請の收受および許可事務に関する事項

文書規程によると、配布を受けた文書

は直ちに課長の閲覧を受けなければならぬことになっているので適正に処理されたい。申請時期は、使用の1週間前までと定められているが、使用の前日あるいは当日に申請しているものが見受けられた。前例踏襲により双方が漫然と事務処理しているのではないかと思われるので、厳格な事務処理に努めるよう、申請者にも適切に指導されたい。

### (3) 使用料に関する事項

行政財産目的外使用条例により算定した使用料を徴収することになっているので、算定式を明示し許可権者の恣意的な判断にならないよう改善されたい。

条例で建物の使用料は前納で月払いを原則としているが、市長が必要と認めるときは、後納あるいは一括納付させることができることになっているので、前納あるいは月払いしないときはその理由を付して市長の決裁をとり、納付方法を明示した許可書を発行すべきである。使用料が許可書どおりに納付されないときは、督促手数料および延滞金徴収条例に基づき対応されたい。

### (4) 使用料の減免に関する事項

許可を受けたものが条例第5条に該当しているときは減免できることになっている。しかし、減免は例外的な取扱いであり、その必要性が客観的にも認められなければならないが、具体的な減免基準が定められていない状況である。具体的な減免基準を整備し、統一的な運用ができるように改善されたい。また、減免の必要性を判断するために、使用者から減免理由を付した申請書の提出を求めることを検討されたい。また、減免の可否を伺う記述のないものが見受けられる。明

確な意思決定をするためにも、起案文書に減免の可否の判断を伺う記述ならびに本来の徴収金額および減免額を記述するように改善されたい。

### (5) 加算金について

条例で行政財産に附帯する光熱水費等の経費を加算金として納めることになっている。専用小メーターが設置されているときは当該施設の総使用量との割合を支払総額に乗じて算出し、設置されていないときは、加算金算出シートにより算出した額で適正な金額を徴収されたい。

### (6) 不服申立ての教示について

行政不服審査法第57条、行政事件訴訟法第46条において、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立て、取消訴訟等の提起をすることができるとについて書面で教示しなければならないとされている。しかしながら、不服申立て等について教示されていない例が多々あるので様式から抜本的に改善されたい。

### (7) その他

目的外使用の事務所等、市の事務機に近接している例が2件みられた。市とは独立した組織であり、お互いのセキュリティ上からも好ましくないとと思われるので、目的外使用にあつては、双方の独立性が保たれるような配慮が必要である。

目的外使用の申請が2か年にまたがってなされ、許可も同様に行っている事例が1件みられた。財務規則によること、使用の期間は1年を超えることができない、となつているので規則にそつて是正されたい。



# 犯罪のない 美しい海を守るう!



海上での犯罪を見かけたら海上保安庁へ

## 海の「もしも」は 118番



佐渡海上保安署 佐渡市両津夷1番地 ☎27-0118



『トキの野生復帰、その先を見据えて』



環境省佐渡自然保護官事務所  
自然保護官 川瀬 翼

すものになるよう、精一杯業務に励むつもりです。

一方でトキの野生復帰だけを目的化させてもいけないと考えています。この佐渡という土地は、私たちの暮らしが幅広く生物の多様性の恩恵のうえに成り立っていることを認識し、その基盤である生態系への負荷を極力小さくすることが、地域社会の持続的な発展と、子供たちへ残すべきふるさととの保全につながるということを世界に発信する最適の場所だと思っています。トキと佐渡の未来について、ぜひ、皆さまのお考えをお聞かせいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

環境省佐渡自然保護官事務所（新穂正明寺1277番地） ☎22-3372

4月に環境省佐渡自然保護官事務所自然保護官として着任いたしました川瀬翼と申します。尾瀬国立公園や世界遺産・屋久島で自然保護官補佐として勤務したのち、昨年は環境省自然環境局自然環境計画課にて生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）をはじめとしましたさまざまな案件に携わっていました。佐渡では、トキの野生復帰に関わる一連の業務を担当させていただきま

す。昨年、31年ぶりに野生下でのトキの産卵が確認されました。しかし、野生復帰を果たすためには、まだふ化・巣立ち・成長といったいくつかのハードルがあります。さまざま

な方々の協力をいただきながら、トキが安心して生息できる環境を取り戻すことを目指すと同時に、その取り組みが地域社会の発展をもたら

ご寄付  
ありがとうございました  
千葉県浦安市  
川村 敏夫 様  
平成22年度トキ保護の  
ためにご寄付をいた  
だきました。



世界遺産登録に向けて

「佐渡奉行所跡出土品」が  
重要文化財に指定されました

国史跡佐渡奉行所跡から出土した江戸時代の遺物のうち、主要な資料928点が「佐渡奉行所跡出土品」として重要文化財に指定されました。

佐渡奉行所は、相川金銀山を中心とする鉱山と幕府直轄地佐渡の統治を目的として慶長8年（1603）に設置されました。この奉行所は他とは異なり、行政機能に加え、寄勝場（選鉱工場）や後藤役所（小判鋳造工場）など、鉱山に関連する施設が併設されていたことに特徴があります。こうした施設があったことか

ら、出土品には陶磁器・漆碗・火鉢といった生活用品に加えて、鉱山臼・羽口などの選鉱・製錬に関連する遺物が含まれています。

また、中国景德鎮窯などの磁器、国内の肥前・志野など17世紀前半の高級な陶磁器が多数出土しており、佐渡金銀山最盛期の様相がうかがえます。さらに、出土品のなかで特筆されるのは、役所跡から出土した172点の鉛板で、金銀製錬工程の一つである灰吹法に使用された鉛と考えられています。

佐渡奉行所跡出土品は、奉行所本来の機能である役所のような寄勝場における金銀製錬の技術を示す資料として、江戸時代における鉱山経営の実態を考えるうえで重要であり、その学術的価値がきわめて高い文化財です。



「佐渡奉行所跡出土品」  
（佐渡市教育委員会所蔵）

◆市役所世界遺産推進課  
（金井コミュニティセンタ  
ー内） ☎63-5136

